

令和3年第10回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金) 午前8時55分～午前9時16分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (11人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	12番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (2人) 9番 工 藤 元 伸 13番 佐 山 秀 夫
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人) 中野地区 櫻 庭 太 志
- 7 議事参与の制限委員 (0人)
- 8 付議案件

報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第25号 農地の転用事実に関する照会について

議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	櫻 田 一 久
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ではありますが、出席予定の委員が全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 本日は、9番工藤元伸委員、13番佐山秀夫委員、櫻庭太志推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議長	ただいまから、令和3年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員をお願いします。書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第23号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年9月受理分は、相続が3件、総面積28,930㎡、田が3筆211㎡、平畑が4筆28,719㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	報告第24号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号47番は、富田の田、2,481㎡を賃貸人の都合により令和3年9月22日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第25号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	報告第25号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり報告するものです。 別紙6ページから説明いたします。 受付番号2番の土地表示は角田、地目は田、面積は337㎡、土地所有者は記載のとおりです。 都市計画法関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、現況地目は非農地です。 転用許可等の有無とその内容は、平成29年9月22日付けで転用許可を受けたものであり、法務局へ令和3年9月16日付けで報告をしております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第38号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第38号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請

	書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 ８ページをご覧ください。 今回の申請は、所有権移転が２件です。 （１）所有権移転です。 受付番号３０番は、牡丹平字柏木山の畑ほか２筆合計２，１４８㎡を、会社勤めにより農地の管理が難しくなったため、知り合いの譲渡人から贈与により取得するものです。 受付番号３１番は、浅瀬石字山辺の樹園地ほか５筆合計５，２０７㎡を、親から子への贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った１番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回申請があった農地について、去る１０月５日、長内康之委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、１０月４日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 （１）の所有権移転です 受付番号３０番は、贈与のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後はやさい、たけのこの栽培をするとしています。譲渡人は、会社勤めをしており、農地の管理が難しくなったところに、知り合いの譲受人が無償であれば引き続き耕作するとの申出があったため、贈与するに至りました。 受付番号３１番は、親から子への贈与のための申請です。現況は樹園地、田、平畑で、権利取得後はりんご、やさいの栽培を行うとしています。父親が高齢となり営農していくことが困難となったことから贈与するに至りました。譲受人は兼業農家として、今後は妻と子も手伝いながら営農していくとのことです。 今回申請があった２件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

佐藤国雄委員	30番の説明の中に、たけのこを植えるというのがありましたが、周りへの影響はないのですか。
工藤主事	10月4日に事前調査で現地を確認したところ、周辺は樹園地になっているのですが、草刈り等したあとが見受けられたので、管理は適切にされていると思われます。譲受人にも確認しましたが、周辺の農地に支障をきたさないよう管理をしていくとのことで、確約書も提出されておりますので、周辺の農地に影響はないと思われます。
議長	ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第38号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第39号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙10ページから説明いたします。 受付番号9番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は角田、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は661㎡であり、露天資材置場用地として取得し、利用したいとのこととです。 申請地は、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地確認を行った委員より報告があります。
議長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回、5条申請があった土地について、去る10月5日、長内康之委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、10月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り並びに申請書および添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号9番は、露天資材置場用地として取得し利用するものです。 場所は、市立黒石東小学校から南東へ約200mに位置しており、周辺は宅地となっております。

		申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は建設業を営み、従来、事業所敷地に資材置場を設けていましたが、業務拡大に伴い、新たに事業用敷地が必要となったこと、また、申請地は事業所から道路を挟んで向かいの場所であり、利便性が高いため、この用地を選定するに至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、周りは住宅および宅地に囲まれているため農地への被害はありません。なお、雨水は地下浸透および排水路へ放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び申請内容等を審査した結果、周囲の土地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第39号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査		議案第40号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、所有権移転が1件です。 別紙12ページから説明いたします。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番は、牡丹平字柏木山の樹園地3, 383㎡を10年間で農地中間管理事業により、新規設定するものです。出し手と受け手は親戚関係で、受け手は農業次世代人材投資事業を活用して新規就農者として活動をしており、経営面積を増やしている状況です。 (2) 所有権移転です。 受付番号41番は、馬場尻南の田、9, 093㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

		以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第40号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第10回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時16分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年10月15日 議 長 永立 康行  議事録署名者 木村 功  議事録署名者 高橋 英子 